

伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和４年伊丹市規則第６６号）

（趣旨）

第１条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）及び伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年伊丹市条例第２９号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

（開示の実施方法）

第３条 法第８７条第１項の規定による保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとし、開示の実施方法は、別表に定めるものとする。

２ 保有個人情報記録された行政文書等の閲覧又は視聴をする者は、関係職員の指示に従うとともに、当該行政文書等を汚損し、又は破損しないよう、丁寧に取扱いなければならない。

３ 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、保有個人情報記録された行政文書等の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（視力障害者等に対する閲覧）

第４条 前条第１項に定めるもののほか、保有個人情報の開示に際し、開示請求者が視力障害者等の場合は、朗読等の方法により閲覧に代えることができる。

（交付に要する費用の額）

第５条 条例第５条第２項の規定による写しの作成その他の交付に要する費用の額は、別表の左欄に掲げる開示の実施方法の区分に応じ同表右欄に掲げる額とする。

（補則）

第６条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

１ この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（伊丹市個人情報保護条例施行規則の廃止）

２ 伊丹市個人情報保護条例施行規則（平成１７年伊丹市規則第６号）は、廃止する。

別表

開示の実施方法		金額
閲覧（電磁的記録にあつては、用紙に出力したものの閲覧又は専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴）		—
電子複写機により複写したもの又は用紙に出力したものの交付（日本産業規格Ａ列３番以下の大きさの用紙に限る。）	黒色刷	１枚 １０円
	カラー刷	１枚 ５０円

その他の方法により複写したものの交付	当該複写したものの作成に要する額
郵便による写しの交付	郵便料金の額

備考

用紙の両面に複写し，又は出力したものを交付する場合は，片面を1枚として金額を算定する。